

議案第 96 号

大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。